

『商事法講義 1 会社法（第2版）』

第4刷における修正

本書の最新第5刷では、以下の修正を行っています。第4刷までのものを使用している皆様におかれましては、以下のように読み替えてご活用をお願いいたします。

記

2026年2月5日

(株) 中央経済社

刷数	場所	誤	正
～第4刷	p.54 8行目	新株の発行時には、4倍を超えて発行してはならない	新株の発行時には、 <u>定款の変更によりその総数を増加させる場合には発行済株式総数の4倍までしか増加</u> してはならない
	p.59 3・4	総額引受け 総額引受者	総 <u>数</u> 引受け 総 <u>数</u> 引受者
	p.94 (9)	極端な合併比率	極端な <u>併合割合</u>
	p.94 (9) 1行目	株式併合は前述のとおり、……1株の適正な市場価格を実現するために、組織再編の局面においては、株式の割当比率を1対1になさるため等合併比率を調整するために行われることが多いが、	<u>組織再編の局面においては、株式の割当比率を1対1になさるため等合併比率を調整するために行われることが多い。</u> 株式併合も前述のとおり、……1株の適正な市場価格を実現するために <u>行われる</u> が、